

## 幼児療育センターにおける緊急時の指導中止について

幼児療育センターの所在市である本巢市で、以下の状況に該当する場合、指導等は中止となります。

(幼児療育センターからご連絡はしませんので、ご不明な場合はお問い合わせをお願いします。)

- ① 震度5以上の地震が発生した時
- ② 東海地震警戒宣言が発令された時
- ③ 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）が発令された時



(特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な被害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。)

- ④ 警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発令された時

(大雨警報とは、1時間の雨量が60mmを超えることが予想される場合をいいます。)

(洪水警報とは、糸貫川流域雨量指数基準・揖斐川中流・長良川中流の基準を超えることが予想される場合をいいます。)

(大雪警報とは、24時間の積雪の深さが40cmを超えると予想される場合をいいます。)

(暴風警報とは、平均風速が秒速17mを超えると予想される場合をいいます。)

(暴風雪警報とは、平均風速が秒速17mを超え、雪を伴うと予想される場合をいいます。)

- ⑤ 根尾川避難判断水位3.20mを超える時

(根尾川周辺ではサイレンが鳴ります。インターネットで確認できます。)

---

☆ 上記の警報等が当該利用者の指導及び相談開始時間の1時間前に解除された場合は、サービスの提供を行います。

☆ 多雨・多雪・強風等により心身に危険が生じると心配される場合は、保護者の方の判断で行動してください。

☆ ご不明な場合は療育センターへご連絡ください。

もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター

☎ 058-323-0584